

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 2

◇ 交 通 局

- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 3

北九州市告示第 3 5 6 号

特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（令和 5 年北九州市告示第 2 4 5 号）により指定した区域について、土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 2 項の規定により当該区域の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示によりその指定を解除する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 5 年 9 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 指定の一部を解除する形質変更時要届出区域
北九州市若松区くきのうみ中央 2 6 7 番 2 2 及び 3 9 8 番 1 7 の各一部
- 2 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去
- 3 土壤含有量基準に適合した特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

北九州市交通局管理規程第5号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月25日

北九州市交通局長 福本 啓二

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第31条を削り、第32条を第31条とする。

第33条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第32条とし、第34条から第37条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第4の1 運賃の表の金額の欄中

「

100円以上 150円以下
90円以上 130円以下
80円以上 110円以下
4,790円以上 6,910円以下
4,040円以上 5,830円以下
3,470円以上 5,010円以下

を

」

「

140円以上
120円以上
100円以上
6,330円以上
5,350円以上

に

4, 590円以上

」

改める。

別表第4の2 料金の表の金額の欄中

「

1, 870円以上
2, 700円以下
深夜早朝運行料金対象 時間に係る、時間制運 賃の額及び交替運転者 配置料金（時間制料金 に限る。）の額の2割 以内の額

を

」

「

2, 210円以上
深夜早朝運行料金対象 時間に係る、時間制運 賃の額及び交替運転者 配置料金（時間制料金 に限る。）の額の2割 の額

に

」

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものとして交替運転者配置料金を適用するものとする。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現に改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により引受けをしている一般貸切旅客自動車運送の運賃及び料金については、改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。